

建設工事等の入札における最低制限価格の取り扱いについて

小松島市最低制限価格制度事務取扱要領に基づく最低制限価格の算定方法につきまして、次のとおり改正いたします。

旧	新
<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、次式により算出するものとする。 建設工事の最低制限価格（税抜）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{最低制限価格} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2) / 3 \times 0.85$ </div> <p>平均入札額は、予定価格（税抜）の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。平均入札額の算定においては、予定価格（税抜）の85%未満の入札書は予定価格（税抜）の85%とみなして算出する。</p> <p>なお、最低制限価格（税抜）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格（税抜）の85%の額として算出する場合も同様とする。</p> <p>建設工事に係る調査、測量、及び設計業務等の最低制限価格（税抜）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{最低制限価格} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2) / 3 \times 0.85$ </div> <p>平均入札額は、予定価格（税抜）の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。平均入札額の算定においては、予定価格（税抜）の60%未満の入札書は予定価格（税抜）の60%とみなして算出する。</p> <p>なお、最低制限価格（税抜）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格（税抜）の60%の額として算出する場合も同様とする。</p>	<p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、次式により算出するものとする。 「最低制限価格＝最低制限基本価格（税抜）×ランダム係数」 建設工事（土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事）の最低制限価格（税抜）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{最低制限価格} = [\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55] (\text{千円未満切り捨て}) \times \text{ランダム係数}$ </div> <p>建設工事（建築工事）の最低制限価格（税抜）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{最低制限価格} = [(\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費等} \times 0.55] (\text{千円未満切り捨て}) \times \text{ランダム係数}$ </div> <p>積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。</p> <p>この算式により算出した最低制限基本価格（税抜）が予定価格（税抜）の9/10を超える場合は、予定価格の9/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7/10に満たない場合は予定価格の7/10を最低制限基本価格とする。</p> <p>なお、最低制限価格（税抜）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、ランダム係数の算出については別に定める。</p> <p>建設工事に係る調査、測量、及び設計業務等の最低制限価格（税抜）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{最低制限価格} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2) / 3 \times 0.85$ </div> <p>平均入札額は、予定価格（税抜）の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。平均入札額の算定においては、予定価格（税</p>

抜)の60%未満の入札書は予定価格(税抜)の60%とみなして算出する。
なお、最低制限価格(税抜)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格(税抜)の60%の額として算出する場合も同様とする。

その他、詳細につきましては、小松島市ホームページに掲載された「小松島市最低制限価格制度事務取扱要領」を参照願います。